# 告示

**○金融庁告示第六十一号**

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の十七第一項の規定に基づき、最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成二十二年十二月金融庁告示第百三十号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年五月二十七日

金融庁長官　三國谷勝範

目次中「第七章　オペレーショナル・リスク（第二百八十一条―第二百九十八条）」を「第四節　証券化エクスポージャーに係る特例（第二百八十条の二―第二百八十条の五）　第五節　特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る特例（第二百八十条の六・第二百八十条の七）　第六節　コリレーション・トレーディングに係る特例（第二百八十条の八―第二百八十条の十三）　第七章　オペレーショナル・リスク（第二百八十一条―第二百九十八条）」に改める。

第一条第二号の次に次の一号を加える。

二の二　再証券化取引　証券化取引のうち、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである取引をいう。ただし、次のイ又はロのいずれかに該当するものを除く。

イ　原資産の全部が単一の証券化取引に係るエクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）である証券化取引であって、当該証券化取引の前後で証券化取引に係るリスク特性が実質的に変更されていないもの

ロ　日本国政府、我が国の地方公共団体又は第二十八条第一項に規定する我が国の政府関係機関（(1)から(3)までにおいて「国等」という。）により、中小企業に対する金融の円滑化を主たる目的として行われる証券化取引であって、次に掲げる要件の全てに該当するもの

(1)　国等がオリジネーターとして当該証券化取引に係る最劣後部分を保有するものであること。

(2)　国等が法令に基づいて当該証券化取引の勘定を区分して経理することとされていること。

(3)　国等が当該証券化取引の原資産に係るデフォルト情報を定期的に公表していること。

第一条第十六号の次に次の一号を加える。

十六の二　再証券化エクスポージャー　再証券化取引に係るエクスポージャーをいう。

第一条第三十二号中「その他の特定順位参照型クレジット・デリバティブ」を「特定順位参照型クレジット・デリバティブ」に改め、「（ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ及びセカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブを除く。）」を削り、同条第三十六号ト中「イスラム開発銀行」の下に「、予防接種のための国際金融ファシリティ」を加え、同条中第七十四号を削り、同条第七十五号中「第七十八号」を「第七十七号」に改め、同号を同条第七十四号とし、同条中第七十六号を第七十五号とし、第七十七号から第八十三号までを一号ずつ繰り上げ、同条第八十二号の次に次の三号を加える。

八十三　追加的リスク　デフォルト・リスク及び格付遷移リスク（格付が変動した場合に資産の価格の変動を引き起こすリスクをいう。第八十五号及び第六章において同じ。）をいう。

八十四　コリレーション・トレーディング　裏付資産又は参照資産等（第三十二号において指定している複数の法人又は資産をいう。以下この号、第二百八十条の六及び第二百八十条の七において同じ。）について売買双方の流動性のある市場を有する証券化取引（再証券化取引を除く。）又は特定順位参照型クレジット・デリバティブ（証券化エクスポージャーを参照するデリバティブを除く。）であって、全ての裏付資産又は参照資産等が単一の債務者に係る債権であるポジション（単一の債務者に係るクレジット・デリバティブを含む。）及び当該ポジションに対してヘッジ効果を発揮するポジションをいう。

八十五　包括的リスク　デフォルト・リスク、格付遷移リスクその他コリレーション・トレーディングに係る資産の価格の変動を引き起こすリスクをいう。

第八条第一項第六号を次のように改める。

六　第二百二十五条（第百三条、第百十二条第一項及び第二百八十条の五第二項において準用する場合を含む。）に規定する控除項目の額の合計額

第二十六条第二項中「イスラム開発銀行」の下に「、予防接種のための国際金融ファシリティ」を加える。

第百十五条を次のように改める。

（特定順位参照型クレジット・デリバティブの扱い）

**第百十五条**　前二条の規定は、特定順位参照型クレジット・デリバティブ（ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ及びセカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブを除く。）について準用する。

第百三十一条第一項第三号を次のように改める。

三　特定順位参照型クレジット・デリバティブ（前号に掲げるものを除く。）

第二百二十七条第一項を次のように改める。

標準的手法採用最終指定親会社が証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

一　長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次のイ又はロの表に定めるところによる。

イ　オリジネーターのとき。

| 信用リスク区分 | | 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）の場合（パーセント） | 再証券化エクスポージャーの場合（パーセント） |
|---|---|---|---|
| 6―1 | | 二十 | 四十 |
| 6―2 | | 五十 | 百 |
| 6―3 | | 百 | 二百二十五 |
| 6―4 | | 自己資本控除 | |
| 6―5 | | | |

ロ　イ以外のとき。

| 信用リスク区分 | | 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）の場合（パーセント） | 再証券化エクスポージャーの場合（パーセント） |
|---|---|---|---|
| 6―1 | | 二十 | 四十 |
| 6―2 | | 五十 | 百 |
| 6―3 | | 百 | 二百二十五 |
| 6―4 | | 三百五十 | 六百五十 |
| 6―5 | | 自己資本控除 | |